

提 案 書

(市民参加と開かれた市政編)

~市民とのパートナーシップによるまちづくりの推進~

(概要版)

平成21年3月

藤井寺改革・創造チーム

(行財政グループ)

～はじめに～

わがまち「藤井寺」を住みやすく暮らしやすいまちにしたい。これは、市民の誰もが抱いている思いである。

それには、市政運営における公正の確保と透明性の向上をさらに図り、市民や地域との対話を促進し、まちづくりに直面する多様な課題について市民や地域の声や思いを聴き、市民とともに考え、悩むことでその解決に向かうことが今後不可欠になると思われる。

市民と市のパートナーシップによる市政の推進を図ることが「小さくてもキラリと光るまち藤井寺」を実現するひとつの手段と考えるものである。

【市民参加と開かれた市政の基本理念】

- (1) 市民、地域、事業者がまちづくりに参加するための仕組みやルールが整備されているまち
- (2) 市に関する様々な情報がまち全体で共有されているまち

1. 市民の市政への参画の推進

これまでも、藤井寺市では、パブリックコメントの実施、地域住民との対話集会の実施、ワークショップの開催、各審議会の委員委嘱など市民参画の手続は種々行われてきたが、その手続に関する統一的な基準がなく、施策を実施する担当課の裁量に委ねられ、その取扱いには差異が生じている状況である。

このような状況を改善し、市政への市民参加・参画をより一層進めるための統一的な基準を設け、それを市民と市の共通のルールとするとともに、市民参画を効果的に活用した施策の遂行を手続化する仕組みをつくり、一層の市民参画の推進を図る必要がある。

このため、その仕組みをルール化するために、次の掲げる事項を含めた「自治基本条例」を制定し、具体的な方法については「規則」で規定することが望ましいと考える。

(1) 広く意見等を募集するためのパブリックコメントの実施

重要な施策や計画の策定及び条例の制定などを行うときは、事前に案を公表し、市民の意見を聴くように努める。

現在、パブリックコメントの手続きは、計画等の策定ごとに個別で要綱を制定して行っているが、担当が利用しやすくするため、全庁で統一的な制度にする必要がある。

(2) 集会など対話形式で意見を聴く意見交換会の開催

平成19年11月から地区ごとに、市民が何を思い、どんなまちづくりを望んでいるかを聴くため地域住民との対話集会を進めているが、さらに、施策についての趣旨や内容等の説明を通じて、市民と市が意見交換をすることで市民の意見を収集する集会形式いわゆるタウンミーティング、説明会などの開催を促進する必要があると考える。

市民と市の対話をもって行われるので、個々の意見の収集だけでなく、参加した市民との合意形成の促進にも有効であると思われる。

また、本市では、市民からの希望により職員が直接地域に出向き、本市が取り組んでいる事業や施策などを説明する出前講座を実施し、講座を通じて、地域と

の対話を促進しているところであるが、受講人数や場所に制約があり、また、講座メニューも限られているため、実施回数も少なく効果を上げていない状況である。市民が知りたくて興味があるタイムリーな内容の講座を土・日・祝日に行うなど市から積極的に開催することが必要であるとする。

(3) 市民等で構成する会議の開催

市民ワークショップの開催

ファシリテータと呼ばれる司会進行役のもとに、市民と市及び市民同士の多様な共同作業を活用して、市民の自由で多様な意見を引き出し、一定の方向性を見出すための会議形式の方法である。

共同作業において、参加者同士の体験共有、意見表出（ブレインストーミング）、創造表現、意見集約その他のコミュニケーションを深めることなど、参画意識の向上や施策に対する満足度も高くなる効果があり、一般的には施策の早い段階（課題整理や方向性の合意など）の活用が効果的である。

最近では、比較的多くの行政でも取り入れられている方法であり、住民参加型の活動形態の一つとして位置づけられ、本市でも『土師ノ里・道明寺地区のまちづくりを考えるワークショップ』を開催し、一定の成果を上げており、市民との効果的な合意形成を図る上では有効であるとする。

まちづくり協議会の設置と普及

現在の厳しい財政状況の下では、多様化する住民・地域ニーズに対し、行政が必ずしも十分に対応できる状況ではなくなっている。また、分権型社会の進展により、地域住民や自治会が自らの判断と責任でまちづくりをすることが求められ、新しい行政のあり方が問われている。地域の特性を生かしたまちづくりに、市民と行政とが知恵と力を出し合う仕組みが必要となっている。

このため、独自の発想と専門性を生かし、市民の多様なニーズに対応して取り組むことによって、地域の活性化と協働のまちづくりの推進が期待される事業を実施する団体(まちづくり協議会)への市としての支援策を具体化し、協働型まちづくり事業を行うことにより、まちづくり協議会の設置と普及を進めることが重要とする。

審議会等への付議

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関や必要に応じて要綱等に基づき設置する懇話会等への付議による方法である。

本市も一部の審議会や懇話会等において公募により市民を委員として参画してもらっているが、すべての審議会等に公募枠の設定を広げる等さらに市民参画を推進し、市民参画手続の手法として他の方法と併せて効果的な活用を図る必要がある。

2. 行政評価システムの構築

これまでの行政活動は、どれだけの予算を使って、どのようなことをしたのかに説明の中心がおかれ、事業の成果については、あまり評価することがなかった。そのため、その行政活動についての業務改善に向けた検討や今後の方向性の決定など、何も行われていな

い状況である。

行政活動の目的を明確にし、活動の結果や成果がどうだったのか、一定の基準、視点にそって客観的な指標に基づき事業を評価し、【計画（予算）】 【実施（決算）】 【点検（評価）】 【改善（改革）】というPDCA（Plan-Do-Check-Action）マネジメントサイクルによって、施策の立案や改善につなげる仕組みを定着させる必要がある。

3. 情報公開・情報提供施策のさらなる推進

市長のマニフェストにある政策11「徹底した情報公開を行います」を受け、「情報公開制度」を市民等が利用しやすいようにするため、平成19年10月1日から情報公開手数料を廃止し、また、CD-R、フロッピーなどの電子媒体での公開についても規則で定めるなど、情報公開の推進を図ってきた。

また、平成20年4月1日に市のホームページを全面リニューアルし、市長の交際費など市民が知りたいより多くの情報を配信し、「情報提供施策」の推進に一定の成果を挙げてきたところである。

さらにこの施策を進め、より一層充実させ、市政の透明性及び公正の確保を図るために、「情報公開制度」については、市民にとってわかりやすく利用しやすい制度にし、職員にとっても活用しやすい制度にする必要がある。また、「情報提供施策」についても、市民が関心のある情報、必要とする情報は、情報公開請求の手続をとるまでもなく市がホームページや広報誌を通じて自発的・積極的に市民に提供すべきであると考えます。

(1) 情報公開の推進

「情報公開事務の手引き」の改訂

平成11年に情報公開条例が施行されてから今日に至るまで「情報公開事務の手引き」は改定されておらず、現状の条例及び規則に則していない状況である。早急に改訂版を作成し、それをC-square上に登録し、情報公開の判断基準として職員の積極的な活用を促し、また、ホームページに掲載するなど広く市民に周知し、情報公開制度が誰にとってもわかりやすく、利用しやすい制度にするよう努めるべきである。

会議の公開（傍聴）

情報提供の手段のひとつであり、市政への市民参加を推進するため、審議会等の会議について、市民の傍聴を認めることで原則公開していくよう努めるべきである。

なお、会議の内容が情報公開条例第6条に掲げられている非公開情報に該当する場合、審議妨害及び委員に対する圧力等により公正又は円滑な運営に支障が生ずると認められる場合など、会議自体が公開できない場合もあり、運用については統一的な指針を定めることが望ましい。

個人情報等の目的外利用等の手続の簡素化

市の行う事務は、公共性が高く、個人の権利利益の保護に十分留意して行っているため、市民の負担の軽減、行政サービスの向上や行政の迅速性などを図ることから、実施機関相互の個人情報の目的外利用又は外部提供を認めている。その場合、目的外利用・外部提供届出書を総務情報課に届け出なければならない。

個人情報の目的外利用・外部提供の届出については、同じ内容の目的外利用等であっても、毎年、年度当初に届出をしており、住民情報及び税情報を保有している市民課や税務課などはその事務が大量であるため通常業務に支障をおよぼしているように思われる。一度提出した届出について変更がなければそのまま継続して有効とし、届出事項に変更が生じた時に変更届を提出するなど、届出の事務を簡素化・合理化を図ることを検討する必要があると思われる。

当然、目的外利用・外部提供において、個人の権利利益を不当に侵害する可能性を考慮して、本人の同意を得るなど慎重に対処するのが前提である。

(2) 情報提供施策の推進

行政情報の共有化による市民と行政の新しい関係を形成するため、情報を発信する手段を整備し、タイムリーでわかりやすく集約された情報の提供を行う必要があると考える。

広報誌の充実

市政の透明性を確保し、開かれた自治の実現のためには、市民の知りたい情報、市民に知らせなければならない情報をわかりやすく正確に提供する（広報活動）ことが重要となる。

広報誌は、市民にとって最も身近な情報誌であるが、現在の広報誌は、紙面にも制限があり、前年と同じような内容ばかり掲載されている状況である。

広報担当の人員や機材の充実を図り、市民が関心のある情報の特集を組むなど、より効果的で魅力ある紙面づくりを行う必要がある。

ホームページの充実

今や情報量の時代。広報紙などの印刷物等では、掲載内容に限りがあるが、ホームページでは無限であり、インターネットの特性を活かし、市政に関する情報等を的確・迅速・大量に提供することができるものである。

ホームページの役割は、市が発信したい情報をよりわかりやすく、正確に、新しい情報を常に発信していくものであると考える。

市のホームページは、平成20年4月に、地図検索や音声読上げ機能などを追加し、情報をライフイベントごとに検索したり、申請書などを一つの入り口から検索したりできるように市民にとって使いやすく、また、職員にとってもページの作成や更新も簡単にできるように全面リニューアルしたが、それを十分活かしきれていないと思われる。

以前に配布された「便利帳」の方が詳しく藤井寺市を紹介されており、観光で藤井寺市を訪れる方などに情報提供できるツールを十分に活用されていない状態である。

誰もが「使いやすい（必要な情報に簡単に到達できる）」、「分かりやすい（市民の目線にたつ）」、「役に立つ（新鮮な情報提供）」の目線にたち、ホームページのコンテンツの充実を早急に図る必要がある。

マスコミの活用

市のイベントなどのPRについて、記者クラブへの情報提供など積極的にマスコミを活用する。職員が市のセールスマンとなり、マスコミへの営業活動を行う。

(3) 要綱の整備

本市の事務事業については、法律、条例及び規則に基づき執行し、それでは行き届かない問題を補うため、内部規定である要綱を作成し、それに基づき処理している。

法律及び条例に比べて小回りのきく要綱は、市民や地域に応じてきめ細かい対応ができる利点があるが、本市の要綱は、実際の事務事業に則していない内容でありながら改正していないなど未整備の状態である。また、市全体でどのような要綱があるのか市民も職員もわからない状況である。

市民活動の助成金の交付、扶助費の交付、子育て事業の認可の手続きなど多くの事業が要綱で規定されている。

要綱は、市民や事業者にとって最も身近であり、また、職員にとっても事務事業を執行するための基準となっているため、公平・公正及び透明性を確保する必要があり、早急に要綱を整備する必要がある。

そこで、今ある要綱をすべて洗い出し、規則にすべきものは格上げするなど、現状に則した要綱に改正したうえで、C-Square の部内キャビネットへの登載、市ホームページへの公開、最終的には、要綱を告示化し例規集に載せ、広く市民に知らせるべきである。

～おわりに～

以上、市民とのパートナーシップによるまちづくりを推進するため、「市民の市政への参画の推進」・「行政評価システムの構築」・「情報公開・情報提供施策のさらなる推進」の3点について提案したが、この提案を実施すること並びにその他市民参画及び情報提供のあらゆる施策を実施することが、公正・公平で透明な市民本位の市政を推進し、「小さくてもキラリと光るまち藤井寺」の実現を可能とするものであると考える。